

【「新公立病院改革プラン」に伴うこれからの道本部の取り組みについて】

1. はじめに

2015年3月に厚労省より都道府県が策定する「地域医療構想」のガイドライン、総務省より病院が策定する「新公立病院改革プラン」のガイドラインなど、地域医療や公立病院の今後のあり方にかかる政策が示され、地域医療再編が本格的に動き出しました。

これに伴い、7月に東京で開催された、第1回公立病院改革対策会議において、前回2009~2013年度に実施された公立病院改革において、全国で経営形態の見直しが行われ、総括として総務省はプラン作成前と比較して経常損益が、黒字の病院が3割から5割に改善したと一定の評価をし、改革の継続が必要だとして地域医療構想に基づき、新公立病院改革プランを策定することとなりました。

また、地域医療構想において2次医療圏を基本とした病床の必要数の再改定や役割の明確化として、民間病院との再編・合理化など、強いては医療人員確保・離職対策・不採算地域対策など病院単組のみならず、各単組や当局に対しても対応していかなければなりません。

こうしたことから、今後の公立病院改革については、自治労全体の組織的課題であるとし、2015年11月までに各県本部において「新たな公立病院改革ガイドライン」への対策として、①公立病院改革対策推進体制の構築、②経営形態変更における状況把握、③各自治体立病院における新プランの策定状況・支援が提起されました。

今後、「看護師の診療の補助における特定行為」に対する取り組みと合わせて、各病院単組・基本組織とともに運動を展開することとなります。

取り組みにあたり、道本部として評議会だけの取り組みではなく、組織強化と合わせ連携して進めることが重要と考えます。

2. 道本部の取り組み

《道への対策》

- ・道に対して地域医療構想・再編の動向の把握（連合と連携）
- ・地域医療構想調整会議での情報収集、検証

《体制の構築》

- ・道本部内における公立病院対策推進体制の構築（組織強化拡大推進室との連携）
 - * 本部-道本部-地本-病院単組/単組（病院支部）の連携強化の体制
- ・全病院単組及び病院労組が組織されていない単組に対する内容周知及び説明